



診療と新薬 Web

ミルタザピン錠 30 mg 「日医工」の 健康成人における生物学的同等性試験

神谷有久理¹⁾ / 伊藤 誠²⁾ / 中根俊治²⁾ / 早川万紀子²⁾

Bioequivalence study of MIRTAZAPINE TABLETS 30 mg 「NICHIIKO」on healthy adults.

Uguri KAMIYA (Kitashinyokohama internal medicine Clinic) et al.

はじめに

ミルタザピンは、脳内のノルアドレナリンならびにセロトニンの遊離を増大させることで抗うつ作用を示す薬剤（Noradrenergic and Specific Serotonergic Antidepressant : NaSSA）であり、うつ病・うつ状態の治療に用いられている。

日医工㈱が開発したミルタザピン錠 30 mg 「日医工」〔1錠中にミルタザピン 30 mg を含有〕（以下、「試験製剤」と略す）は、先発医薬品であるリフレックス®錠 30 mg 〔1錠中にミルタザピン 30 mg を含有〕（以下、「標準製剤」と略す）と同一有効成分を同量含有する同一剤形の製剤である。

今回、ミルタザピン錠 30 mg 「日医工」とリフレックス®錠 30 mg の生物学的同等性を検証するため「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライ

ン」¹⁾（以下、「同等性試験ガイドライン」と略す）に準じて、健康な成人男性を対象としたバイオアベイラビリティの比較による生物学的同等性試験を計画した。

本治験は、医療法人社団快晴会 田奈整形外科・外科 治験審査委員会の承認を得て、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（省令 GCP）を遵守して、医療法人社団快晴会 北新横浜内科クリニックにて実施した。

I. 試験方法

1. 使用薬剤

表1に使用した治験薬を示した。

同等性試験ガイドラインに従い、試験製剤と標準製剤の溶出挙動の類似性を検証した結果、すべての試験条件において判定基準に適合した。（図1）。

表1 治験薬

製 剤	試験製剤	標準製剤
販 売 名	ミルタザピン錠 30 mg 「日医工」	リフレックス®錠 30 mg
ロット番号	MIR30T-6	RXMTH5TT03V
製 造 販 売	日医工株式会社	Meiji Seika ファルマ株式会社
成 分・含 量	1錠中にミルタザピン 30 mg を含有	

1) 医療法人社団快晴会 北新横浜内科クリニック 2) 日医工株式会社 開発・企画本部

Key words : ミルタザピン, 健康成人男性, 生物学的同等性試験

また、試験製剤の安定性を検証するため、「医薬品の製造（輸入）承認申請に際して添付すべき安定性試験成績の取り扱いについて」²⁾に従い、加速条件下（40°C、相対湿度75%）における6ヵ月の安定性試験を実施したところ、いずれについても規格に適合した。

2. 被験者

本治験の目的と内容および安全性について十分説明し、被験者が内容をよく理解したことを確認した上で、本人の自由意思による当該治験参加の同意を事前に文書にて得た後、スクリーニング検査を実施し、治験責任医師によって治験参加に適格と判断された健康成人男性志願者を被験者とした。

治験に参加した被験者数は、28名であった。また年齢は、25～40（平均±標準偏差：32.4±4.0）歳で、体重は53.5～77.2（61.7±6.0）kgであった。

3. 治験デザインおよび投与方法

被験者を無作為に2群に割り付け、14日間以上の休薬期間において試験製剤ならびに標準製剤を投与する、2剤2期クロスオーバー法により実施した（表2）。10時間以上絶食後、試験製剤または標準製剤のいずれか1錠を、150mLの水とともに単回経口投与した。

4. 治験スケジュール

第I期および第II期とともに、表3に示す治験スケジュールに従って実施した。

5. 安全性の評価項目

安全性評価のため、表4に示す諸検査を実施した。

1) 治験薬投与前の健康状態

第I期治験薬投与前には、診察、臨床検査に加え、スクリーニング検査後の病気の有無、薬剤の使用等を治験責任（分担）医師による問診により確認した。また、第II期治験薬投与前には、診察、臨床検査に加え、休薬期間中の自覚症状の有無、薬剤の使用等を確認した。

2) 自覚症状および他覚所見

治験薬投与後から諸検査終了までの間、治験責任（分担）医師による診察および聴取により確認した。加えて、自覚症状においては、第II期諸検査終了1週間までの間、被験者による治験責任（分担）医師への報告により確認した。

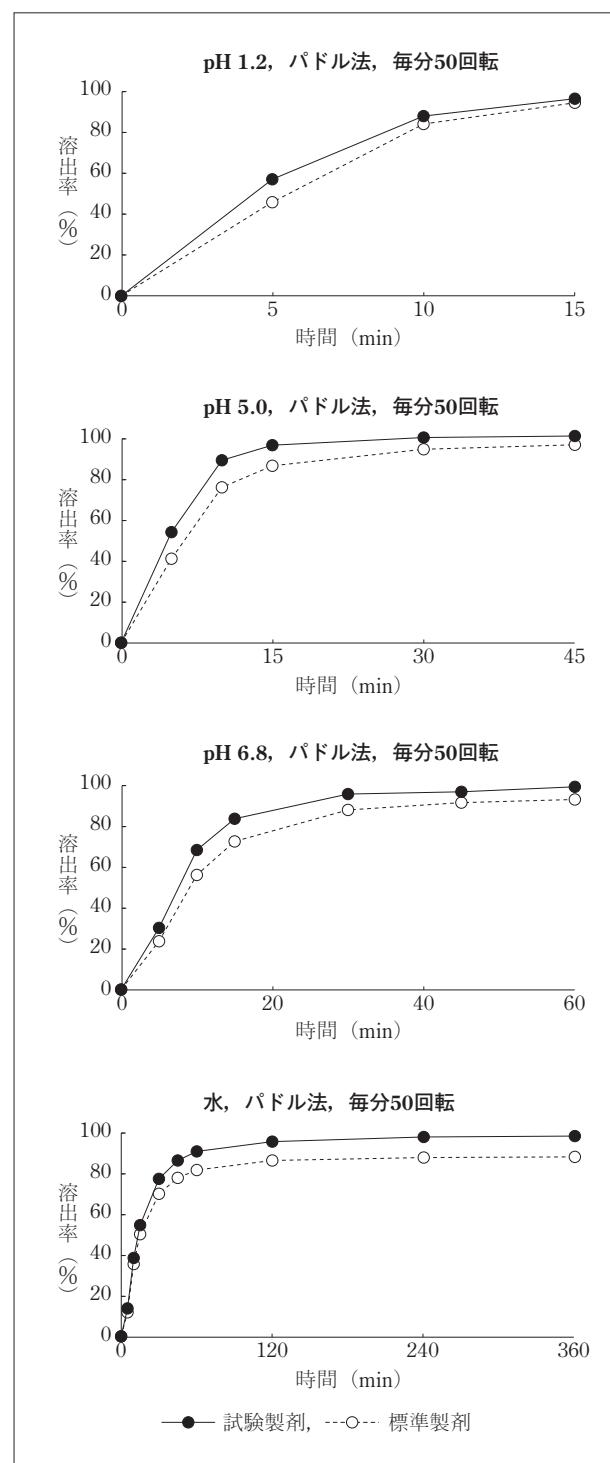


図1 溶出試験結果

3) 生理学的検査

治験薬投与前、治験薬投与24、48、72および96時間後に体温、脈拍および血圧、治験薬投与前および治験薬投与96時間後に心電図検査を実施した。また、必要に応じて追加検査を実施することとした。

表2 治験デザイン

被験者識別コード	第I期	休薬期間	第II期
N74-A01～N74-A14	試験製剤投与	14日間以上	標準製剤投与
N74-B15～N74-B28	標準製剤投与		試験製剤投与

表3 治験スケジュール表

	経過時間(hr)	薬剤投与	測定用採血	自覚症状 他覚所見	体温 脈拍 血圧	診察	心電図	臨床検査 (採血・ 採尿)	食事
入院									
前日								○	○*
			○		○	○	○		
	0	○							
	0.167		○						
	0.333		○						
	0.667		○						
	1		○						
1日目	1.5		○						
	2		○						
	3		○						
	4								○
	6		○						
	10								○
	12		○						
	24		○					○*	
2日目	28							○	
	34							○	
	48		○					○*	
3日目	52							○	
	58							○	
	72		○					○*	
4日目	76							○	
	82							○	
5日目	96		○					○	
退院									
常時観察									

* : 測定用採血や生理学的検査、臨床検査、診察終了後に食事を摂る

4) 臨床検査

治験薬投与前日および治験薬投与96時間後に、血液学的検査、生化学的検査および尿検査を実施した。また、必要に応じて追加検査を実施すること

した。

5) 遺伝子多型検査

肝代謝酵素チトクロームP450 2D6 遺伝子型がPM (poor metabolizer) の被験者についてはクリア

表4 観察・検査項目

医師の診察	既往歴*, 現病歴*, 自覚症状, 他覚所見
生理学的検査	体温, 脈拍数, 血圧, 心電図
血液学的検査	白血球数, 赤血球数, ヘマトクリット値, 血色素量, 血小板数, 白血球分画
生化学的検査	TP, ALB, A/G, T-Bil, D-Bil, TG, AST, ALT, ALP, LDH, γ -GTP, CK, BUN, Crea, T-Chol, Na, K, Cl
尿 検 査	尿蛋白定性, 尿糖定性, 尿ウロビリノーゲン定性, 尿ビリルビン定性, 尿pH, 尿ケトン体定性, 尿潜血定性
遺伝子多型検査*	肝代謝酵素チトクローム P450 2D6 遺伝子多型検査
そ の 他 *	梅毒血清反応, HBs抗原, HCV抗体, HIV抗原・抗体

*: スクリーニング検査時のみ実施

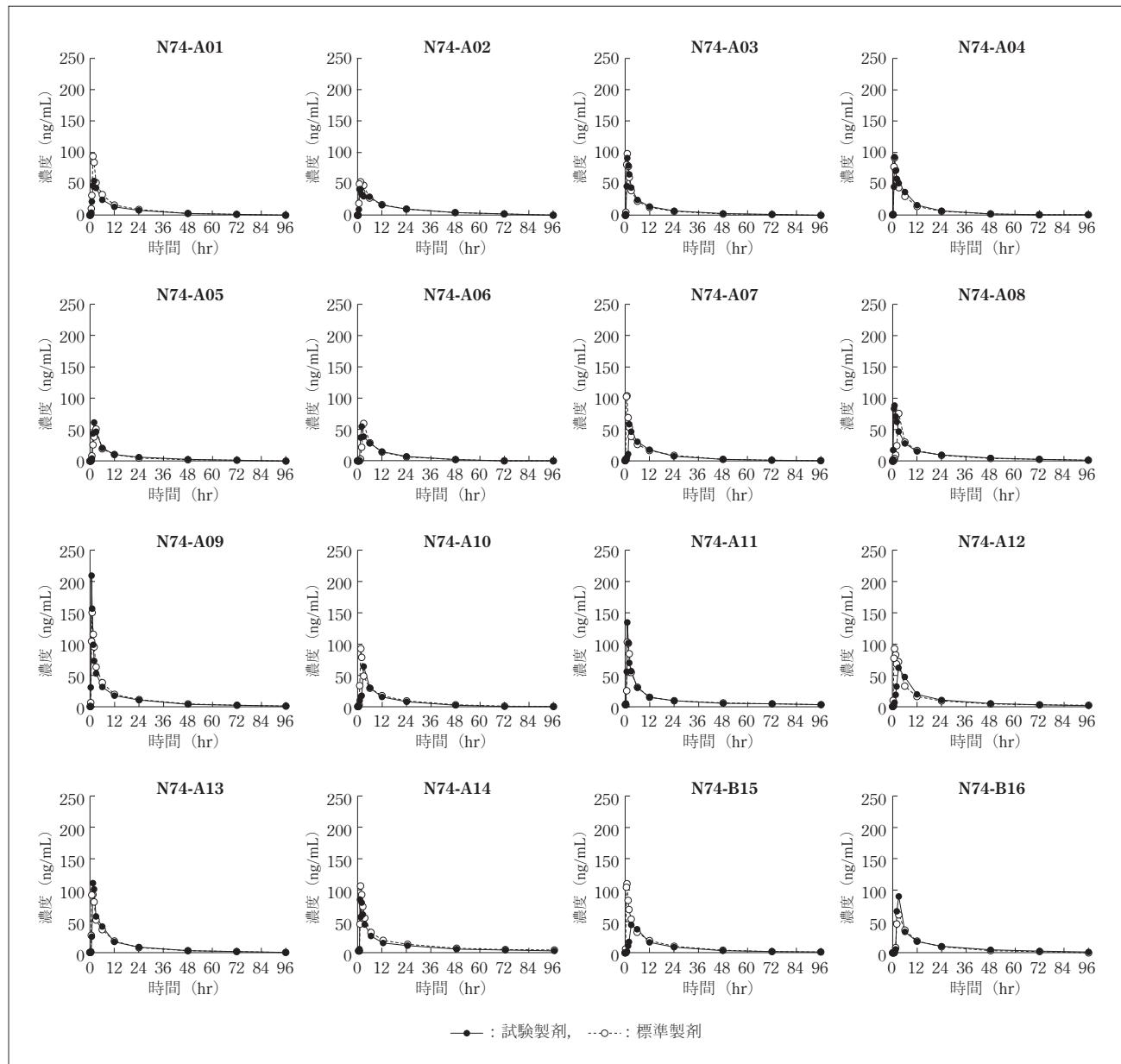


図2 個々の被験者の血漿中ミルタザピン濃度推移(1)

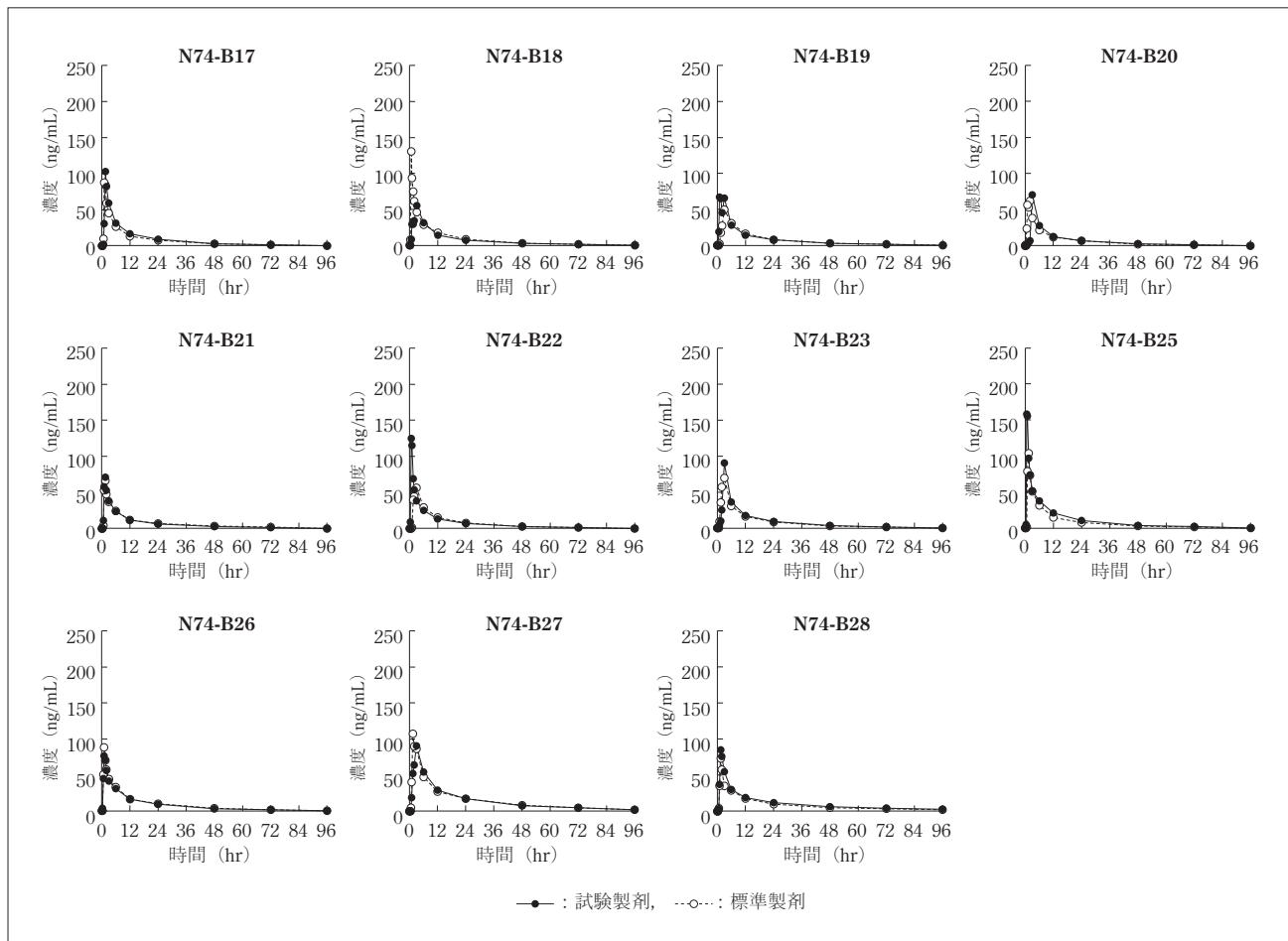


図2 個々の被験者の血漿中ミルタザビン濃度推移(2)

ランスが小さいため、遺伝子型がEM (extensive metabolizer) の被験者と比較して血中濃度が高くなることから、スクリーニング検査時において遺伝子多型検査を実施し、PMの被験者を除外した。

6. 血漿中濃度の測定

1) 測定対象および測定方法

ミルタザビンを測定対象とし、分析法バリデーションで保証された定量法 (LC/MS/MS法) により実施した。なお、当該定量法の定量下限未満をN.D.とした。

2) 採血時間および採血方法

治験薬投与前、投与0.167(10分), 0.333(20分), 0.667(40分), 1, 1.5, 2, 3, 6, 12, 24, 48, 72および96時間(計14時点)とし、前腕部皮静脈よりEDTA・2Na添加の採血管で採血した。採取した血液はただちに冷却遠心分離後、血漿をサンプル管に分取し、測定時まで凍結保存した。

7. 解析方法

薬物動態パラメータとして、最高血漿中濃度 (C_{max})、血漿中濃度-時間曲線下面積 (AUC_t , AUC_∞)、最高血漿中濃度到達時間 (t_{max})、消失半減期 ($t_{1/2}$) および平均滞留時間 (MRT) を算出した。各パラメータにつき、基本統計量(平均値、標準偏差)を求めた。なお、N.D.は“濃度0”として計算した。また、薬物動態パラメータの算出および解析にはExcel(マイクロソフト株)およびBESTS(株CACクロア)を用いた。

8. 生物学的同等性の判定

同等性試験ガイドラインに従い、試験製剤と標準製剤の C_{max} および AUC_t の対数変換値の平均値の差の90%信頼区間が $\log(0.80) \sim \log(1.25)$ の範囲にあるとき両製剤は生物学的に同等と判定することとした。また、分散分析における薬剤間の検定結果(有意水準 $\alpha = 0.05$)が同等性を支持するものであるかを検討した。

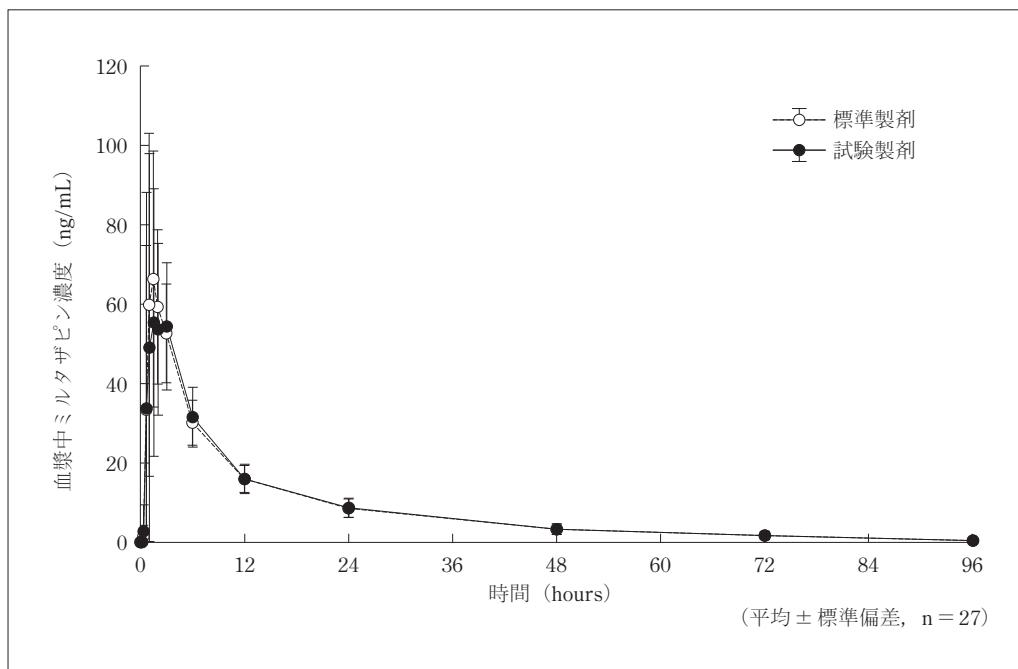


図 3 平均血漿中ミルタザピン濃度

表 5 薬物動態パラメータ

パラメータ	試験製剤	標準製剤
C_{\max} (ng/mL)	86.2 ± 36.7	86.0 ± 24.8
AUC_t (ng·hr/mL)	774.5 ± 188.3	775.6 ± 184.2
AUC_{∞} (ng·hr/mL)	809.5 ± 211.4	809.7 ± 201.8
t_{\max} (hr)	1.77 ± 0.91	1.69 ± 0.84
$t_{1/2}$ (hr)	21.2 ± 6.2	21.5 ± 6.8
MRT (hr)	17.6 ± 3.1	17.5 ± 3.0

(平均 ± 標準偏差, n = 27)

表 6 対数変換値の平均値の差と平均値の差の 90% 信頼区間

評価項目	対数変換値の平均値の差	対数変換値の平均値の差の 90% 信頼区間
C_{\max}	$\log(0.9743)$	$\log(0.8546) \sim \log(1.1109)$
AUC_t	$\log(0.9990)$	$\log(0.9540) \sim \log(1.0462)$

II. 結果および考察

1. 血漿中ミルタザピン濃度推移

治験に組み入れた 28 例のうち中止例を除く 27 例を解析に用いた。

個々の被験者の血漿中ミルタザピン濃度推移を図 2 に、平均血漿中ミルタザピン濃度推移を図 3 に、薬物動態パラメータを表 5 に示した。

試験製剤の血漿中ミルタザピン濃度は、投与 1.77

± 0.91 時間後に $C_{\max} 86.2 \pm 36.7 \text{ ng/mL}$ に達した。標準製剤においては、投与 1.69 ± 0.84 時間後に $C_{\max} 86.0 \pm 24.8 \text{ ng/mL}$ に達した。また、 AUC_t は試験製剤が $774.5 \pm 188.3 \text{ ng}\cdot\text{hr}/\text{mL}$ 、標準製剤が $775.6 \pm 184.2 \text{ ng}\cdot\text{hr}/\text{mL}$ となり、 AUC_t/AUC_{∞} はそれぞれ $96.1 \pm 2.3\%$ および $96.0 \pm 2.7\%$ を示した。

2. 生物学的同等性の評価

解析結果を表 6 に示した。

試験製剤と標準製剤の C_{\max} および AUC_t の対数

変換値の平均値の差の90%信頼区間はいずれも $\log(0.80) \sim \log(1.25)$ の範囲内であり、生物学的同等性の基準を満たしていた。また、分散分析の結果、いずれも薬剤間に有意水準 $\alpha = 0.05$ で有意差は認められず、生物学的同等性を支持するものであった。

3. 安全性の評価

治験薬投与された28例のうち、9例に20件の有害事象が認められた。すべての有害事象で治験薬との関連が否定できなかった。その内訳を表7に示した。いずれの事象も程度は軽度で、無処置にて回復していることから、安全性に特に問題はなかった。

結論

ミルタザピン錠30 mg「日医工」とリフレックス[®]錠30 mgとの生物学的同等性を検証した。その結果、 C_{max} およびAUC_tの対数変換値の平均値の差の90%信頼区間はいずれも同等性試験ガイドラインの判定基準を満たしていた。

したがって、日医工^株製ミルタザピン錠30 mg「日医工」と、Meiji Seika ファルマ^株製リフレックス[®]錠30 mgは生物学的に同等であると判定された。また、治験薬に起因すると思われる重篤な副作用は認められず、安全性に問題はなかった。

なお、ミルタザピン錠30 mg「日医工」と同一剤

表7 治験薬との関連が否定できなかった有害事象

試験製剤			標準製剤		
事象	例数	件数	事象	例数	件数
浮動性めまい	2	2	浮動性めまい	1	1
傾眠	5	5	体位性めまい	1	1
関節痛	1	1	頭痛	2	2
倦怠感	2	2	傾眠	3	3
尿中血陽性	1	1	恶心	1	1
			嘔吐	1	1

形の製剤であり、同一有効成分を半量含有するミルタザピン錠15 mg「日医工」については、「含量が異なる経口固形製剤の生物学的同等性試験ガイドライン」¹⁾に従いミルタザピン錠30 mg「日医工」を標準製剤として実施した溶出試験において、両製剤の溶出挙動が同等であったことより、ミルタザピン錠15 mg「日医工」は、ミルタザピン錠30 mg「日医工」と生物学的に同等であると判定された。

文獻

- 1) 後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン等の一部改正について（医薬審第0229号第10号 平成24年2月29日）
- 2) 医薬品の製造（輸入）承認申請に際して添付すべき安定性試験成績の取り扱いについて（薬審第43号 平成3年2月15日）